

苦情処理委員会

豊中市の場合

市名	委員の名称	委員の選考の方法	対応する苦情等	処理の仕方
豊中	苦情処理委員会	3 人以内 秘密保持義務	① 国・府・市 が実施する男女共同参画推進施策に関する苦情 ① 国・府・市 が実施する男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情 ② 性別による差別的な扱いその他男女共同参画社会の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合 ③ 市に関し、男女共同参画の推進に重大な影響を及ぼすと認められる事項 【除外する場合】 ・ 判決・裁決等により確定した権利関係に関する事項 ・ 裁判係争中事案又は行政不服申立審理中事案 ・ その他市規則で定める事項	調査を行い、必要に応じて助言、調整、あっ旋、勧告又は意見表明を行う。 国・府に関するものについては、調査結果の通知をする。 ⇒自らの発意で調査、意見表明
専門相談員	男女共同参画推進条例第 20 条に規定する専門調査員が、施策に対する苦情や権利侵害事象に対することを事前に相談を受ける。 専門相談窓口 毎週火曜日・土曜日 午前 10 時～午後 4 時 2 人、(カウンセラー 1 人と相談事業経験者) 市庁舎の中ではなく、男女共同参画センター「すてっぷ」に設置。 女性相談とは全く別に、上記の苦情・相談を受けている。 年間 4 0 件位。ここで事情を聴いて、苦情処理委員会に提案する事案を絞る。(処理委員会前の前捌きの役割。) たいていの場合は、専門相談員が事情を聴いて対応・説明・処理をしている。			
苦情処理委員	専門相談員が対応した事案のうち、処理委員会で対応することが相応しいと判断された事案が処理委員会に提案される。 年間 1 ～ 2 件 処理委員は 3 人(弁護士、学識経験者) 年に 2 ～ 3 回開催。(1 回は定例会として専門相談員から相談係数や相談傾向・内容などを聞く。事案が起こったら開催)			